

## ■フィリピン残留日本人 2 世支援事業について

### <事業概要>

身元未判明のフィリピン残留日本人 2 世を対象に、国籍回復支援（身元調査、証拠書類収集、就籍申立）及び家庭裁判所での調査官面接のための集団一時帰国を支援する。（就籍とは、潜在的に日本国籍を有していながら戸籍に記載されない人が、家庭裁判所の許可を得て新たに戸籍を作成すること）

### <事業背景>

19 世紀末頃から太平洋戦争終結までの間、約 3 万人の日本人がフィリピンへ移住した。その多くは現地でフィリピン人女性と結婚、子供も生まれ、家族は平穏で豊かな生活を営んでいた。しかし、戦争で父親を亡くしたり、敗戦後日本へ強制送還されたりするなどして家族は崩壊、多くの妻やその子供（フィリピン残留日本人 2 世）が現地にとり残された。

日本とフィリピンは当時父系主義を採用していたため、本来残留日本人 2 世は日本国籍を保持している。しかし戦後の反日感情の中を生き抜くため、2 世たちは出生証明書などの書類を紛失・破棄。高等教育を中断し、極貧の中で、日本人であることを隠しながら戦後生き延びてきた経緯がある。

本事業では戦中戦後の混乱で身元を証明する書類が限られているフィリピン残留日本人 2 世の日本人としてのアイデンティティを回復するため、家庭裁判所への就籍申立による支援を 2006 年に開始。これまでに 216 名（5 月 14 日現在）の国籍を回復させることができた。

2018 年 2 月に発表された外務省の調査で、残留 2 世は計 3,806 名存在していたことが判明。うち 1,925 名が生存、1,177 名が日本国籍の回復を求めています。現行法では申立て人が死亡すると就籍は認められません。2 世の高齢化が進む中、残された身元未判明者の救済解決が急務となっています。